

平成21年度戦略的産地振興支援事業（実需者連携産地高度化調査）に係る公募要領（案）

第1 総則

平成21年度戦略的産地振興支援事業（実需者連携産地高度化調査）（以下「本事業」という。）に係る企画提案の実施については、この要領に定める。

第2 公募対象事業の内容等

（目的）

我が国の農業は、従来から立地条件や気候等の地域特性に応じた作物や栽培方法を取り入れた営農が行われてきたところであるが、近年は、基盤整備を契機に新規作物の導入や産地のブランド化の推進、生産から加工、販売の一貫体制による農産物の付加価値化を図るなど、地域の創意工夫を活かした農業（以下「戦略的農業」という。）の展開が期待されている。

一方、消費者の食に対する安全性志向の高まりにより、食品製造業者や加工・流通業者等（以下「実需者」という。）は、安全で高品質かつ価格面でも輸入農産物の代替となりうる国産農産物の安定的な確保を希求するようになってきている。

このため、基盤整備の構想段階からこれら実需者と連携・協力をを行い、実需者のニーズに対応した農産物の供給を可能とする戦略的農業を展開するための生産基盤等を整備することは、地域農業の振興や国産農産物の供給力を強化する上で重要である。

このため、本事業は、生産者と実需者が連携・協力して農業の振興に取り組むことを予定している、又は可能な地域において、実需者のニーズの把握、及びニーズに対応した農産物の供給に必要な基盤整備等（以下「産地の高度化」という。）の在り方の検討を行い、整備計画を策定するとともに、実需者と連携した戦略的農業を展開するための産地の高度化を図る手法をとりまとめ、広く情報提供することにより、戦略的農業の推進による我が国の地域農業の振興と農産物の供給力の強化に資するものである。

（内容）

本事業で実施する事業内容は、以下に掲げるとおりとする。

- 1 実需者と連携した戦略的農業を展開するための産地の高度化を図る手法を検討するため、生産者と実需者が連携して国産農産物を供給することを予定している又は可能性を持ったモデル地区を選定し、以下の調査等を実施する。ただし、モデル地区は東北農政局管内の地域とする。
 - ア 農業の現状及び課題の調査
 - イ 実需者のニーズ調査
 - ウ 実需者と連携・協力した戦略的農業の振興の方策の検討

- エ 実需者のニーズに対応した産地の高度化の検討
- オ 産地の高度化のための整備計画の策定

- 2 モデル地区の調査結果をもとに、実需者と連携した戦略的農業を展開するための産地の高度化を図る手法をとりまとめ、普及啓発を図るための情報提供を行う。
- 3 1のオの産地の高度化のための整備計画の策定については、以下の(1)及び(2)に該当する計画を策定することが望ましいが、(2)についてはモデル地区の農業の実態により省略することができる。

- (1) 実需者のニーズに対応した産地の高度化に向けた基盤整備の計画を策定する。
基盤整備とは次のいずれかに該当する事業。
 - ア 土地改良施設に対する追加・補完的な整備
 - イ 土地改良施設の更新整備
 - ウ 水田の畑地化に必要な整備
 - エ その他の産地の高度化に必要な生産基盤に係る整備

(注) この場合、「土地改良施設」とは、用排水路や農道などの農業生産上必要な施設のことをいう。

- (2) 関連整備の計画策定
産地の高度化のために、基盤整備と併せて実需者のニーズに応じた農産物を供給するために必要な営農機械導入や加工・貯蔵施設等の整備計画を策定する。

(事業実施期間)

事業実施期間は補助金交付決定日から平成22年3月31日までとする。

このほか、本事業の実施に当たっては、別添「戦略的産地振興支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)」及び「戦略的産地振興支援事業実施要領」を参照すること。

なお、本事業は要綱第2の1の(3)の事業内容に該当する。

第3 公募対象者

公募に応募できる者は、次の1及び2の双方に適合するものとする。

1 対象者

次のいずれかに該当する団体であること。

- (1) 民間企業
- (2) 公益社団法人、公益財団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する法人をいう。)、一般社団法人及び一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条に規定する法人をいう。)

- (3) 独立行政法人（（独立行政法人通則法平成 11 年法律第 103 号）第 2 条 1 項に規定する団体をいう。）
- (4) 特別の法律により設立される法人
- (5) 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条 1 項または第 108 条第 1 項に規定する大学をいう。）

（＊ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が 3 分の 2 を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができない。）

2 応募資格・条件等

次に掲げる全ての条件等を満たす団体であること。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を持ち、かつ、事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な監理体制及び処理能力を有すること。（定款、寄付行為、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。）
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、成果の適切な利活用を図り、事業効果の波及に努めること。
- (4) モデル地区の市町村及び土地改良区等との緊密な連絡調整を図りつつ、国及び県と連携し本事業の推進に必要な情報の収集、把握を円滑に行うことが可能であること。

第 4 補助対象経費の範囲

- 1 賃金
- 2 報償金
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託費
- 7 使用料及び賃借料
- 8 備品購入費
- 9 技術員手当等

- 10 共済費
- 11 補償費
- 12 資材購入費
- 13 機械賃料

なお、本事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる者にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 申請できない経費

事業実施に関連のない経費

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業の予算額は20,000,000円となっており、予算の範囲内で事業の実施に必要な経費を定額により補助する。

なお、本事業は2者程度を選定する予定であり、提案の事業費の合計額が予算額の範囲内となるように調整が行われることがある。

また、補助の額は、補助対象経費の金額の適正を審査したうえで決定するため、提案のあった額より減額されることがある。

第7 企画提案書等の提出について

1 提出書類

- (1) 事業に係る企画提案書 3部(正1、副2)
- (2) 補助事業費内訳(参考資料として提出する。別添様式により、本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。) 3部(正1、副2)
- (3) 定款、寄付行為又は業務方法等の規約 3部(正1、副2)
- (4) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類 3部(正1、副2)
- (5) (3)から(4)は、応募する者が該当する場合に提出する

2 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

3 提出期限

平成21年12月9日(水) 17:15まで

(郵送の場合は、平成21年12月9日(水)までに窓口必着とする。)

4 提出・照会等窓口

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号

東北農政局整備部水利整備課

(仙台合同庁舎6階 ドア番号:601)

TEL (022) 263-1111 (代表)

FAX (022) 216-4287

担当者 課長 補佐 佐藤 章悦（内線 4 2 7 4）
補助事業係長 長尾 貴司（内線 4 1 7 9）

第 8 企画提案書の内容等

- 1 企画提案書（様式は任意。ただし、A 4 版で 5 枚程度（片面印刷で、文字サイズは 11 ポイント以上）とすること。図表等を用いてもよい。）は、以下の項目について記載すること。また、企画提案書は日本語で記載すること。
 - （1）事業実施方針及び事業実施内容（事業目的に即した具体的な実施方針の設定）
 - （2）事業実施方法（事業内容毎の具体的な実施方法）
 - （3）事業実施計画（事業実施手順、スケジュール等）
 - （4）事業実施体制（事業内容に見合った技術者の配置、モデル地区における生産者や実需者・行政機関等との連携体制等）
 - （5）事業遂行能力（モデル地区の地域情報の有無）
- 2 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 3 一度提出された企画提案書等は、変更及び取消しができない。また、企画提案書等は返却しない。
- 4 企画提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第 9 補助金等交付候補者の選定

- 1 補助金等交付候補者の選定は、東北農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書等の審査の上、選定する。
- 2 企画提案会を開催しないため、提出された企画提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 審査の主な観点は、以下のとおりである。
 - ① 事業実施方針及び事業実施内容が事業の目的を踏まえた適切なものとなっているか。（事業の目的に適したモデル地区を選定しているか。モデル地区の課題や、その解決方法が示されているか。事業実施内容が、必要な項目を網羅しているのか。等）
 - ② 事業実施方法が具体的に示され、適切なものとなっているか。（生産者等と実需者との連携・協力ができる実施方法となっているか。産地の高度化を図る手法の情報を、効果的に提供のできる方法となっているか。等）
 - ③ 事業実施計画が十分に吟味され、実施フロー等により綿密に計画されているか。（事業実施計画が事業実施内容に応じて実施フロー等により具体的に示されているか。事業実施スケジュールが実施可能かつ効果的なものとなっているか。等）

- ④ 事業実施体制が、事業実施内容・方法・計画を踏まえて適切なものとなっているか。（事業を円滑に実施できる体制が整備され、適切に技術者等が配置されているか。モデル地区の生産者や実需者、行政機関が連携できる体制となっているか。等）
 - ⑤ 十分な事業遂行・成果等が期待できるか。（モデル地区に係る地域情報の収集能力を有しているか。基盤整備計画の策定をするための技術・情報を有しているか。等）
- 4 補助金等交付候補者は、2者程度を予定している。
- ただし、提出された企画提案書等を審査した結果、応募者が1者であっても補助金等交付候補者として選定しない場合がある。

第10 選定結果の通知

東北農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された者に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を、それぞれ平成21年12月18日（金）までに通知する。

第11 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、戦略的産地振興支援事業実施要綱、戦略的産地振興支援事業実施要領及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱に従って実施すること。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規程により農林水産大臣が別に定める処分制限財産とし、当該財産については農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(別添様式) 補助事業費内訳

1 収入の部 (単位:円)

区 分	
国庫補助金	
自己負担金	
収 益 金	
合 計	

2 支出の部 (単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		積算基礎
		国庫補助金	その他	
1 生産者と実需者が連携して国産農産物を供給する可能性を持つモデル地区の調査				
2 モデル地区の調査結果をもとに、実需者と連携した産地の高度化を図り、戦略的農業を展開するための手法とりまとめ、普及啓発を図るための情報提供				
合 計				